

# 令和8年度小美玉市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、小美玉市が実施する生活困窮者自立支援法（平成25年度法律第105号）第6条第1項第4号に規定する生活困窮者である子どもに対して学習の援助を行う事業（以下「学習支援事業」という。）を委託する事業者を選定するために、小美玉市プロポーザル方式実施要項第5条に基づき、必要な事項を定める。

## 2 業務名

令和8年度小美玉市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託

## 3 業務内容

別添「令和8年度小美玉市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託仕様書」のとおり。

## 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

## 5 提案（見積）限度額

5,280,000円（消費税及び地方消費税等を含む）

## 6 参加資格

県内に事業所等を有する法人（以下「法人」という。）であって、次の資格要件をすべて満たすものとする。

### （1） 小美玉市競争入札参加資格者名簿に登載されている者

プロポーザル参加申込時点において、小美玉市競争入札参加資格を持たない者については、提案書に加え「入札参加資格審査申請書提出要領（物品購入・役務提供等）」に従い、「物品調達等入札参加資格審査申請書（市指定様式）」のほか、「提出書類一覧表（物品購入・役務提供等）」に掲げる書類を提出すること。

### （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者

### （3） 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から3年を経過している者

### （4） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）。

### （5） 国税及び地方税が未納でないこと。又は滞納していないこと。

### （6） 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

### （7） 小美玉市暴力団排除条例（平成23年9月21日条例第26号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員等に該当する者でないこと。

### （8） 本事業に類似する事業の実績があり、本事業について誠意をもって履行できる者であること。

## 7 公募型プロポーザルに係る参加申込書の提出

### （1） 公募に関する要領の交付

- ① 交付期間：令和8年2月20日（金）から令和8年3月3日（火）
- ② 交付方法：市ウェブサイトからダウンロードする。

- (2) 提出書類
- ① プロポーザル参加申込書（様式第1号） 1部  
② 類似する事業の実績が確認できる書類（任意様式） 1部
- (3) 提出期限  
令和8年3月3日（火）午後5時まで
- (4) 提出先  
小美玉市福祉部社会福祉課保護係  
〒311-3495 小美玉市上玉里1122番地  
電話 0299-48-1111（内線3221）
- (5) 提出方法  
持参又は、郵便によることとし、郵便による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による提出の受付時間は、土曜日・日曜日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。
- (6) 参加資格確認  
申込者が参加資格の要件を満たしているかについて確認を行い、その結果について参加資格確認結果通知書（様式第3号）により通知する。
- (7) 参加辞退  
プロポーザル参加申込書提出後、参加を辞退する場合、プロポーザル参加辞退届（様式第2号）を提出すること。

## 8 提案書の内容及び様式、記入上の注意事項等

提案内容の説明資料は、事業について可能な限り具体的な内容を記載することとし、提案書に添付する書類についての様式は問わない。なお、提出の際はすべて書面で提出すること。

## 9 提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ① 提案書（様式第6号） 1部  
② 業務見積書（様式第8号） 1部  
③ 提案内容の説明資料 9部
- (2) 提出期限  
令和8年3月13日（金） 午後5時まで
- (3) 提出先  
小美玉市福祉部社会福祉課保護係  
〒311-3495 小美玉市上玉里1122番地  
電話 0299-48-1111（内線3221）
- (4) 提出方法  
持参又は、郵便によることとし、郵便による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による提出の受付時間は、土曜日・日曜日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

## 10 審査方法、項目及び審査基準

- (1) 審査方法
- ① 提案内容について、選定審査会を開催し、審査委員による審査を行う。  
② 選定審査会においては、9（1）の提出書類により審査する。  
③ 提案者は、必要に応じて当該提案についてプレゼンテーションを行うものとし、プレゼンテーションの実施については、次のとおりとし、別途通知する。  
・実施日（予定）令和8年3月23日（月）  
・午後2時00分からとし、プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分とする。

- ④ 説明員は3名以内とし、原則として契約締結後に責任者となる予定の者が説明及び回答を行う。
- ⑤ プレゼンテーションは書面で説明を行うこととし、資料の追加配布は認めない。
- (2) 審査基準審査基準については、下記「令和8年度小美玉市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業審査表及び配点基準」のとおり

別紙

令和8年度小美玉市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業  
審査表及び配点基準

評価項目	着眼点等	①配点	②評価	評点 (①×②)
1. 実施体制	○確実に業務を遂行できる実施体制になっているか。	5		
	○事業実施にあたり、担当者の役割が明確であるか。	5		
	○類似事業で良好な実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分生かせることが期待できるか。	5		
	○スキルと経験を持つスタッフがいるか。	5		
	○個人情報の管理体制は整っているか。	5		
2. 本事業に対する認識・課題の把握	○生活困窮者の背景を的確に見極め、学習支援等を実施するにあたっての課題やニーズなどを、把握したうえで事業を遂行できるか。	15		
3. 企画内容	○提案内容が、事業目的達成のため、計画性、具体性及び妥当性並びに実施の可能性を伴ったものであるか。	10		
	○学習支援等を実施する際、利用者に安全や安心を配慮したものとなっているか。	10		
	○利用者個々のレベルに合わせた支援を提供できる体制となっているか。	10		
	○事業の実績や効果、課題等を分析し、評価することができるか。	10		
4. 費用の積算	○費用の積算は合理的な内容になっているか等。	10		
5. 地域づくり	○地域の社会資源活用を検討しているか。	10		
総計		100		

評価		
◎：優れた提案である	=	1.00
○：十分な提案である	=	0.75
△：標準的な提案である	=	0.50
×：提案が不足している	=	0.25

I. 評価点=配点×評価

II. 平均評価点=評価点総計／審査委員数

III. 平均評価点が市の提示する基準点と比較

審査評価方法

内容	満点	基準点
業務提案書及びプレゼンテーション	100	60

2社以上・・・総合点の高いものを優先交渉者として決定する。

(同点のときは見積価格の低い方を採用する。)

1社のみ・・・平均評価点が基準点を超えていれば優先交渉者として決定する。

### 1 1 選定結果の通知

選定審査会の審査結果に基づき、1受託候補者を選定し、選定後速やかに審査結果通知書（様式第7号）により結果を通知する。

### 1 2 参加申込期間から、提案書の提出期限、審査結果の通知、随意契約までの全体スケジュール

日程	項目
令和8年2月20日（金）	公告
令和8年3月3日（火）	参加申込書提出期限
令和8年3月4日（水）	参加資格確認通知書発送 プレゼンテーション開催通知発送
令和8年3月11日（水）	質問書提出期限
令和8年3月13日（金）	提案書の提出期限
令和8年3月16日（月）～ 3月19日（木）	一次審査（書類）
令和8年3月23日（月）	二次審査（プレゼンテーション） 受託候補者の選定
令和8年3月24日（火）	結果の通知 結果の公表（ホームページ）
令和8年4月1日（水）～ 4月10日（金）	受託候補者との契約交渉
令和8年4月13日以降	契約締結

### 1 3 質疑の提出方法、提出期限、提出先及び回答方法等

#### （1） 提出書類

質問書（様式第9号）

#### （2） 提出期限

令和8年3月11日（水）

#### （3） 提出先および提出方法

電子メール又はFAXにより提出すること。

宛 先：小美玉市福祉部社会福祉課保護係

メール：[fukushi@city.omitama.lg.jp](mailto:fukushi@city.omitama.lg.jp)

F A X：0299-58-4846

#### （4） 回答

質問書を提出した者に対して、個別にメール又はFAXで回答する。また、市ホームページ上にも掲載する。

### 1 4 その他留意事項

- （1） 小美玉市と受託候補者は、提出書類を基に具体的な協議を行い、小美玉市財務規則（平成18年3月27日小美玉市規則第40号）等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結するものとする。
- （2） 小美玉市は、協議等の後受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上随意契約による契約の手続きを行うこととする。
- （3） 小美玉市は、最優秀事業提案者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- （4） 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。
- （5） 事業の成果は小美玉市に帰属する。
- （6） 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等が無いよう、その管理を徹底しなければならない。

- (7) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後でも同様とする。
- (8) この契約は、小美玉市議会における当該契約に係る新年度歳入歳出予算が成立されることを条件とする。